

2015年度 点検・評価活動を振り返って

神奈川大学自己点検・評価全学委員会

本学は、2011年度に「内部質保証の方針」を策定し、教育研究活動、社会貢献及び国際的展開に関する質的向上に取り組んでいます。2013年度以降の点検・評価においては、本学教職員による自発的・自律的な改善・改革を促進するため、PDCAサイクル（Plan 計画→Do 実行→Check 評価→Action 改善）の定着と実効化に活動の重きを置くとともに、大学基準協会による認証評価への対応を並行して進めてきました。今後も引き続き、高等教育機関である大学として、社会の負託に応えるために発展に努めて参ります。

1. 第2期認証評価（実地調査）に向けた諸対応と認証評価結果について

本学は、教育研究水準の一層の向上をはかるとともに、高等教育機関としての社会的責務を担う必要十分な質を備えていることを保証するため、学校教育法第109条第2項及び同法施行令第40条に基づき、公益財団法人大学基準協会による大学認証評価を2015年度に受審しました。

大学認証評価は、点検・評価報告書及び根拠資料等による書面評価と、教職員・学生との面談や施設・授業見学等による実地調査とで行われ、本学は同協会の定める「大学基準に適合している」との評価を受けました。

その一方で、改善に取り組むべき努力課題として、学部教育における年間履修上限単位数の取り扱いや大学院の収容定員充足率など、4項目の指摘を受けました。これらの努力課題については改善に取り組み、2019年7月までに「改善報告書」を大学基準協会に提出します。

なお、点検・評価報告書及び認証評価結果は本学ウェブサイトにて公開しています。

神奈川大学 点検・評価活動

<http://www.kanagawa-u.ac.jp/accreditation/report/index.html>

2. 2015年度の点検・評価活動について（取り組みの概要）

2015年度は大学基準協会による大学認証評価を受審する一方で、点検・評価活動の継続と学内外への情報公開に取り組みました。

1) 点検・評価活動及びPDCAサイクルによる改善・改革の推進について

本学では、教職員が日々取り組んでいる諸活動において、自律的・組織的に改善・改革が行われる環境を整備するため、継続的に点検・評価活動を実施しています。2013年には学部・研究科等の組織ごとに中期目標・行動計画を設定し、以降、PDCAサイクルによる改善・改革を推進してきました。さらに本委員会では、点検・評価活動を通じて明らかとなった重要な課題について、学長への提言等により全学的な検討へとつなげています。

2) 学内データの収集及び活用、学内外への情報公開について

本学では、点検・評価活動に関する活動の概要、また、上述した大学認証評価に係る資料として、点検・評価報告書、大学基礎データ、認証評価結果等を、本学ウェブサイトで公開しています。

また、本学の理念・目的を広く社会に周知するため、教育研究上の目的、教育目標、基本方針(3つのポリシー)、その他各種方針をまとめた『神奈川大学の基本方針』を刊行し、高等学校及び希望者に配付するとともに、本学ウェブサイトで公開しています。

神奈川大学の基本方針

http://www.kanagawa-u.ac.jp/disclosure/data/basic_policy/index.html

3. 今後の活動について

これまでの点検・評価に係る諸活動の実績を踏まえ、2016年度以降は以下の内容を中心とした活動を推進する予定です。

1) 3つのポリシーの見直し及び実質化

学校教育法施行規則の一部改正により、2017年4月1日から3つのポリシーの策定及び公表が義務付けられることとなり、また、2016年3月には3つのポリシーの策定及び運用に関するガイドラインが中央教育審議会より示されました。

すでに本学では全学部・研究科において3つのポリシーを策定・公表しておりますが、今般示されたガイドライン等を踏まえ、その内容を改めて見直すとともに、日々の教育研究活動においてポリシーの実質化を推進します。

2) 点検・評価活動及び大学認証評価を踏まえた各種課題の改善

点検・評価活動及び大学認証評価を通じて明らかになった諸課題の改善を推進するとともに、該当組織に対して定期的に改善状況の確認を行います。大学認証評価における努力課題については、上述のとおり2019年7月までに大学基準協会に「改善報告書」を提出します。

3) 第3期認証評価への対応

2018年度以降の大学認証評価で適用される新たな評価基準について調査を行い、今後の点検・評価活動での参考とするとともに、次回の大学認証評価受審に向けた対応を検討します。

4) 法科大学院認証評価に関する対応

2013年度法科大学院認証評価で指摘を受けた勧告・問題点について、2016年7月に「改善報告書」を大学基準協会に提出するとともに、大学院法務研究科の教育課程・教員組織に係る諸変更を同協会に届け出ます。

以 上